

田辺市補助金の適正執行に関する決議

今般、元市議が関係する一連の植樹事業に係る補助金問題に関し、多くの市民の皆様には不信感を抱かせたことは極めて遺憾であり、本件に係る議会の対応に若干期間を要したことなども含め、二元代表制の一翼を担う我々市議会としても率直にお詫びしなければならない。

こうした事案は、二度と繰り返してはならないものであり、失われた信頼を一日も早く取り戻すためには、再発防止に向けた必要な措置を講ずることが非常に重要である。

自治体が交付する補助金の支出根拠は、地方自治法第232条の2において、その公益性が規定されていることから、事業活動の目的、内容等が社会・経済情勢及び市民感覚に合致している事業がその前提となる。

一方、市民協働によるまちづくりの推進という観点から、市民の高度で多様化するニーズに応えるとともに、自発的なまちづくり活動が促進される事業に対する補助金交付が求められることは論じるまでもない。

以上のように、補助金は「特定の団体や個人に対価なく給付する金銭（公金）」であり、細心の注意が求められるが、今回の事案によって、市民のまちづくり活動への参画を後退させるようなことは決してあってはならない。

よって、同様の事態が再び繰り返されることのないよう、補助金事務に際しては下記の事項に留意するよう強く要望する。

記

1. 市民が公共の利益を等しく享受するためにも、公平かつ客観的な視点により、事業の目的・内容・効果を検証すること。また、事業の適格性、透明性という視点から、団体等の会計処理及び補助金の使途が適切であること。
2. 補助金に係る財源は、厳しい財政状況の中で捻出された公金であるという認識に基づき、関係書類等を十分精査した上で、補助金交付の適否を慎重に審査すること。
3. 今般の一連の植樹事業における「ふれあいの森緑化推進事業補助金」等に係る補助制度自体を否定するものではないが、今回の事案を十分勘案した上での制度設計に努めるとともに、事業費補助の適格性、妥当性等の観点から、市補助金全般にわたる補助要綱等について徹底検証を行うこと。

以上、決議する。